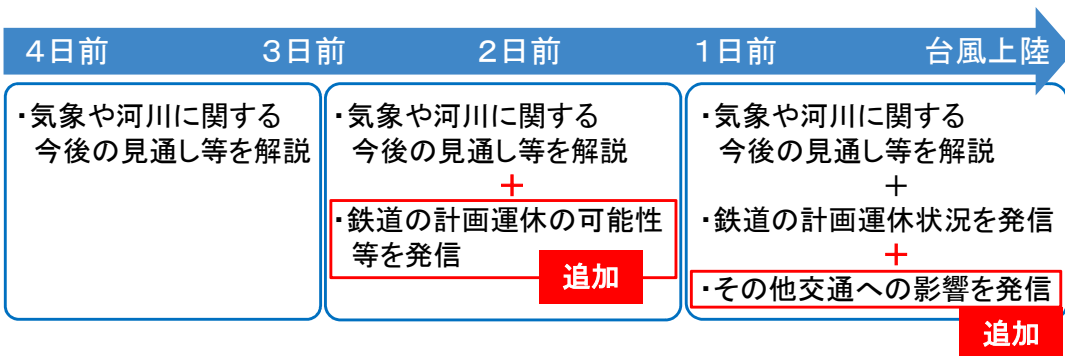


- 昨年度の防災・減災プロジェクトは、「住民避難」と「輸送確保」のための対策を中心にとりまとめ（令和3年6月公表）。
- 本プロジェクトに基づく施策の進捗状況等を踏まえ、法定計画である防災業務計画等に位置付ける等、プロジェクトのPDCAをしっかりと回しながら、継続的に取組を推進※。

【タイムラインの推進】

○災害対策基本法の改正を受けて、強大な台風の接近等、災害発生のおそれ段階から、災害による生活への影響を実感してもらえるような情報発信を行い、省を挙げたリスクコミュニケーションを展開するため、防災行動計画【第1版】を公表。（令和3年6月）



例) 合同記者会見の発表情報(特別警報発表の可能性のある台風の接近時)

○短期間の集中的な降雪時においても、計画的・予防的な通行止めを躊躇なく行うなど、的確な対応につなげるため、タイムラインを作成、訓練を実施。（令和3年度降雪期までに作成済、運用開始）

【雪害時における乗員保護の推進】

○大雪による滞留車両の乗員保護を円滑に実施するため、地方整備局・地方運輸局等が、道路管理者や都道府県と連携し、滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等を内容とする乗員保護支援計画を作成、訓練を実施。
（一部地域を除き乗員保護支援計画を作成）

【災害リスク標識の設置・活用推進】

○住民等が居住地の自然災害リスクを生活空間で認識できるよう、有識者へのヒアリング及び省内検討会を通じて、災害リスク標識の設置に関する統一的なデザインや考え方等を示した基本方針を策定。（令和4年3月）

<基本方針(概要)>

- ・設置目的・目標の設定
- ・標識の設置の標準(JIS規格への準拠等)
- ・標識の情報の関係者への共有や住民等への周知
- ・防災に関する計画への位置づけ